

第1回定期中央大会 議案書別冊



**参加が創る
幸せの拡がり**

対話を通じて、魅力ある職場を仲間と創っていこう

議案事項

第2号議案

組合規約・規程の改定及び内規の新設

第3号議案

2026年度会計予算

退任者挨拶



議 案 事 項

第2号議案

組合規約・規程の改定及び内規の新設

第3号議案

2026年度会計予算

《組合規約》

※太字下線が改定箇所

改 定 前	改 定 後
第1章 総則 第4条(組織構成) この組合は、株式会社イトーヨーカ堂と株式会社セブン&アイ・ホールディングス関連企業の従業員で組織する。 2. 前項の規定に関わらず、中央執行委員会の決議により株式会社イトーヨーカ堂と株式会社セブン&アイ・ホールディングス関連企業の従業員以外の者を組合員とすることができる。 3. 前各項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は組合員となることができない。 (1)労働組合法により組合員となれない者 (2)労働協約に決められた非組合員の者 (3)試用期間中の者 (4)その他組合で決定した者 4. 第2項の決議を行った場合は、その後最初に開催される大会又は中央委員会で報告しなければならない。 第5条(法人) この組合は、法人とすることができる。 第6条(上部団体) この組合は、UAゼンセン(全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟)及びセブン&アイグループ労働組合連合会に加盟する。	第1章 総則 第4条(組織構成) この組合は、株式会社イトーヨーカ堂と株式会社セブン&アイ・ホールディングス関連企業及び株式会社ヨーク・ホールディングス関連企業の従業員で組織する。 2. 前項の規定に関わらず、中央執行委員会の決議により株式会社イトーヨーカ堂と株式会社セブン&アイ・ホールディングス関連企業及び株式会社ヨーク・ホールディングス関連企業の従業員以外の者を組合員とすることができる。 3. 前各項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は組合員となることができない。 (1)労働組合法により組合員となれない者 (2)労働協約に決められた非組合員の者 (3)試用期間中の者 (4)その他組合で決定した者 4. 第2項の決議を行った場合は、その後最初に開催される大会又は中央委員会で報告しなければならない。 第5条(法人) この組合は、法人とすることができる。 第6条(上部団体) この組合は、UAゼンセン(全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟)及びヨークグループ労働組合連合会に加盟する。

《支部運営規程》

※太字下線が改定箇所

改 定 前	改 定 後
第7章 支部会計 第26条(会計) 支部会計は、次のとおりとする。 (1)支部会計は、支部一般会計のみとする (2)支部会計の処理の方法については、別に定める「支部会計規程」による 第27条(収入) 支部の収入は、定期中央大会で承認された組合本部からの交付金による。 第28条(予算と決算) 支部予算は、支部会計年度の終了後、最初に開かれる支部大会に提出し、報告をしなければならない。 2. 支部決算についても、前項のとおりとする。 3. 支部会計を有しない支部はこの限りでない。 第29条(会計年度) 支部の会計年度は、毎年9月1日より翌年8月31日とする。	第7章 支部会計 第26条(会計) 支部会計は、次のとおりとする。 (1)支部会計は、支部一般会計のみとする (2)支部会計の処理の方法については、「会計及び財産管理規程」及び「旅費交通費規程」を準用する 第27条(運用) 支部会計の運用は、次のとおりとする。ただし、適用支部及び運用方式は中央執行委員会で定める。 (1)支部会計帳簿を有する支部は、組合が指定する帳簿を運用する (2)支部会計帳簿を有しない支部は、組合が指定する手続により運用する 2. 前項に関わらず、支部は本規程第11条及び第17条の定めに従い運用する。 第28条(帳簿) 支部会計は、次の帳簿を置く。 (1)金銭出納帳 (2)支部役員調査費受領簿 (3)その他、補助簿 2. 支部会計帳簿を有しない支部は、前項第(1)号のみ適用しない。 第29条(勘定科目) 収入は、次の勘定科目を適用する。 (1)支部交付金 (2)支部役員調査費 (3)特別交付金 (4)レク参加費 (5)利子収入 (6)雑収入 2. 支出は、次の勘定科目を適用する。 (1)旅費交通費 (2)会議費 (3)文化費 (4)什器備品費 (5)調査研究費 (6)印刷費 (7)通信費 (8)吊事見舞費 (9)雑費 (10)支部役員調査費 (11)予備費

改 定 前	改 定 後
	第30条(収入) 支部の収入は、定期中央大会で承認された組合本部からの交付金による。 2. 支部交付金は、基礎活動費及び交流会費をもって構成する。 3. 特別交付金は、中央執行委員会の承認を経て支給する。 第31条(支出) 支部の支出は、前条第2項で定めた支部交付金の範囲で行う。 2. 支部交付金の支出は、支部執行委員会の承認を得なければならない。 第32条(予算と決算) 支部予算は、支部会計年度の終了後、最初に開かれる支部大会に提出し、収入及び支出案の報告をしなければならない。 2. 支部決算についても、前項のとおりとする。 3. 支部会計帳簿を有しない支部はこの限りでない。 第33条(会計監査) 支部会計監査は、本規程第27条及び第28条に定めた支部会計を監査し、結果を支部大会に報告する。 第34条(会計年度) 支部の会計年度は、毎年9月1日より翌年8月31日とする。
第8章 支部の統制 第29条(罷業の制限) 支部は、大会又は中央委員会の承認がなければ独自に罷業を行うことができない。 第30条(重大決議) 支部の決議のうち、他支部又は対外的に重大な影響をおよぼすと認められる項目については、事前に中央執行委員会の承認を得なければならない。	第8章 支部の統制 第35条(罷業の制限) 支部は、大会又は中央委員会の承認がなければ独自に罷業を行うことができない。 第36条(重大決議) 支部の決議のうち、他支部又は対外的に重大な影響をおよぼすと認められる項目については、事前に中央執行委員会の承認を得なければならない。
第9章 分会 第31条(分会の条件) この組合は、第3条第(4)号により次の事項を条件に分会を置くことができる。ただし、必ず支部に所属する。 (1)支部が複数の事業所にて構成され、かつ複数の組合員がいる場合 (2)組合員がいる事業所内に使用者を有しない場合 (3)その他、中央執行委員会が定めた事業所 第32条(分会役員の名称及び定数) 分会に次の役員を置く。 (1)分会長 1名 第33条(分会役員の権限及び任務) 分会長は、分会を代表し、分会の業務を統括する。 2. 分会活動は第5条の各号を準用する。 第34条(分会役員の選出) 分会役員は、分会役員選挙において当該分会に所属する組合員の直接無記名投票により選出する。 2. 前項の手続は、別に定める「選挙規程」に従い行う。 3. 分会役員に選ばれたときは、正当な理由なくして就任を拒否することはできない。 第35条(分会役員の任期) 分会役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。 2. 任期中において分会役員に欠員が生じたときは、所属する支部執行委員会において補充することができる。その場合の任期は、前任者の残存期間とする。 第36条(分会役員の辞任) 分会役員が任期中に止むを得ない事由により辞任するときは、所属する支部執行委員会の決議を経なければならない。 第37条(分会役員調査費) 分会役員に分会役員調査費を支給することができる。 2. 前項の分会役員調査費の支給については、別に定める「役員調査費規程」による。	第9章 分会 第37条(分会の条件) この組合は、第3条第(4)号により次の事項を条件に分会を置くことができる。ただし、必ず支部に所属する。 (1)支部が複数の事業所にて構成され、かつ複数の組合員がいる場合 (2)組合員がいる事業所内に使用者を有しない場合 (3)その他、中央執行委員会が定めた事業所 第38条(分会役員の名称及び定数) 分会に次の役員を置く。 (1)分会長 1名 第39条(分会役員の権限及び任務) 分会長は、分会を代表し、分会の業務を統括する。 2. 分会活動は第5条の各号を準用する。 第40条(分会役員の選出) 分会役員は、分会役員選挙において当該分会に所属する組合員の直接無記名投票により選出する。 2. 前項の手続は、別に定める「選挙規程」に従い行う。 3. 分会役員に選ばれたときは、正当な理由なくして就任を拒否することはできない。 第41条(分会役員の任期) 分会役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。 2. 任期中において分会役員に欠員が生じたときは、所属する支部執行委員会において補充することができる。その場合の任期は、前任者の残存期間とする。 第42条(分会役員の辞任) 分会役員が任期中に止むを得ない事由により辞任するときは、所属する支部執行委員会の決議を経なければならない。 第43条(分会役員調査費) 分会役員に分会役員調査費を支給することができる。 2. 前項の分会役員調査費の支給については、別に定める「役員調査費規程」による。
第10章 付則 第38条(定めのない事項及び疑義解明の処置) この規程に定めのない事項及び疑義解明の処置は、大会又は中央委員会で行う。 第39条(規程の改廃) この規程の改廃は、大会又は中央委員会の決議によるものとする。 第40条(施行期日) この規程は、2025年10月3日より施行する。	第10章 付則 第44条(定めのない事項及び疑義解明の処置) この規程に定めのない事項及び疑義解明の処置は、大会又は中央委員会で行う。 第45条(規程の改廃) この規程の改廃は、大会又は中央委員会の決議によるものとする。 第46条(施行期日) この規程は、2025年10月3日より施行する。

《組織内規程（慶弔処理基準）》

新設

第1章 総則

第1条(根拠)

この規程は、「会計及び財産管理規程」に基づき定める。

第2条(目的)

この規程は、組合員の慶事及び弔事における基準並びに手続を明確にし、適正な運用を図ることを目的とする。

第2章 慶事

第3条(慶事)

組合員並びに組合規約第33条で定める役員及び役員OBより慶事報告(結婚)を受けたときは、組合本部に「結婚届」をもって報告後、組合本部又は支部役員が「慶事基準」に基づき処理する。

<慶事基準>

区分	祝電 打電名
組合員本人	中央執行委員長
組合規約第33条で定める役員及び役員OB	中央執行委員長 中央執行委員一同

第3章 弔事

第4条(弔事)

組合員並びに組合規約第33条で定める役員及び役員OBより弔事報告(本人死亡・家族死亡)を受けたときは、組合本部に「家族死亡報告書」をもって報告後、組合本部又は支部役員が「弔事処理基準」に基づき処理する。

2. 原則、会社の対応に準ずる。

3. 役員OBは、会社 в籍者とする。ただし、退職者はOB会長より弔電の対応のみ行う。

<弔事処理基準>

区分	社員区分	香典	生花	弔電	弔電の宛名	参列(通夜・告別式)		
対価の範囲と対応内容	本人	中央執行委員長	30,000円	中央執行委員長	喪主	四役 中央執行委員		
		役員・役員OB						
		会社役員・店長・GM・ZM						
	配偶者	中央執行委員長	10,000円		中央執行委員長	本人又は喪主	支部役員又は役員	
		役員・役員OB						
		会社役員・店長・GM・ZM						
	子供 本人の実養父母	中央執行委員長						
		役員・役員OB						
		会社役員・店長・GM・ZM						
	配偶者の父母	中央執行委員長	5,000円			中央執行委員長	本人又は喪主	*支部役員又は役員
		役員・役員OB						
		会社役員・店長・GM・ZM						
	本人の祖父母 本人の兄弟姉妹	中央執行委員長						
		役員・役員OB						
		会社役員・店長・GM・ZM						

*同居又は同一市町村居住の場合に適用

第5条(運用)

弔事処理の運用は、次の各号に規定する。

(1)手順

①支部及び分会は「家族死亡報告書」を組合本部にFAXし電話連絡する

②支部は「弔事処理基準」に沿って香典、生花、弔電、参列者を確認し手配する

③支部は「弔事見舞金申請書」を組合本部に送付する

(2)香典と参列

①香典は、支部会計より出金し香典袋に入れ、服紗に包み参列者が持参する

ただし、参列しない場合は後日本人に渡す

②通夜、告別式の参列は、日帰りを原則とする

③参列者の記帳は、参列者本人名：イトーヨーカドー労働組合(組合役職)とする

(3)生花と弔電

①生花は、喪主又は本人宛てに原則、ネット電報サイト(VERY CARD)を通じて手配する

単価は会社と同水準とし、一個当たり20,000円以下(税込み)を目安とする

②弔電は、喪主又は本人宛てに原則、ネット電報サイト(VERY CARD)を通じて手配する

新 設

第4章 お見舞い

第6条(お見舞い)

組合員並びに組合規約第33条で定める役員及び役員OBより病気・怪我・被災報告を受けたときは、次の基準で処理する。

(1) 病気・怪我

区分		お見舞いに行く人	見舞金額
本人	組合員	支部長	3,000円 程度の品
	支部役員	中央執行委員	
	役員	中央執行委員(四役)	
	店長・GM・ZM	中央執行委員	
	会社役員	中央執行委員長	

(2) 災害

見舞いの必要と思われる場合、支部は組合本部へ連絡し判断を受ける

第5章 付則

第7条(名義)

慶弔処理における名義は、次の記載とする。

対応区分	記載名
中央執行委員長	イトーヨーカドー労働組合 中央執行委員長 小鷲 良平(こわし りょうへい)
OB会長	イトーヨーカドー労働組合 OB会 会長 川 茂夫(かわ しげお)

*電報、生花、香典に適用

第8条(慶弔に伴う支出)

この規程による慶弔に伴う支出については一般会計とする。

第9条(定めのない事項及び疑義解明の処置)

この規程に定めのない事項及び疑義解明の処置は、大会又は中央委員会で行う。

第10条(規程の改廃)

この規程の改廃は、大会又は中央委員会の決議によるものとする。

第11条(施行期日)

この規程は、2025年10月3日より施行する。

一般会計

< 収 入 >

(単位：円)

款	勘 定 科 目	予 算	明 細
経 常 収 入	組 合 費	683,760,408	月額56,980,034円×12ヶ月
	加 入 金	500,000	500名×1,000円
	利 子 ・ 配 当 金	200,000	
	保 険 配 当 金	14,000,000	
	支部交付金戻り金	11,000,000	
繰 越 金	繰 越 剰 余 金	180,699,825	繰越剰余金（旧Y150,968,692円＋旧Y029,731,133円）
合 計		890,160,233	

< 支 出 >

(単位：円)

款	勘 定 科 目	予 算	明 細	
本 部 事 務 費	役 職 員 給 与	150,000,000	専従役員・専従職員・臨時職員	
	福 利 厚 生 費	74,590,000	社会保険	27,000,000
			労働保険・厚生費・共済他	47,590,000
	消 耗 品 費	2,343,000	消耗品費	1,800,000
			印刷費	543,000
	備 品 費	1,000,000	修繕費	1,000,000
	交 通 ・ 通 信 費	1,410,000	郵便代	200,000
			電話代	1,210,000
	図 書 費	1,468,400	不定期	100,000
			定期	1,368,400
	事 務 雑 費	25,125,000	家賃・水道光熱費	2,637,000
			事務手数料	22,458,000
			その他	30,000
計		255,936,400		
会 議 費	大会・中央委員会	12,090,000	旅費・会場費	8,400,000
			印刷代	3,600,000
			備品費他	90,000
	諸 会 議	32,300,000	中執会議他	12,800,000
			支部長会議	19,000,000
			委員会他	500,000
計		44,390,000		
交 付 金	交 付 金	74,510,000	支部交付金	74,510,000

款	勘 定 科 目	予 算	明 細	
専 門 部 費	組 織 部 費	104,780,000	役員調査費	67,280,000
			活動会議費	4,500,000
			組織行動費	23,000,000
			外部会議費	10,000,000
	調 査 部 費	250,000	調査関連費	250,000
	情 宣 部 費	17,310,000	中央機関誌・ＨＰ	13,960,000
			活動に応じた情宣	3,350,000
	教 育 部 費	18,260,000	中央教育	13,310,000
			上部研修	500,000
			教育備品	4,450,000
	文 化 部 費	31,500,000	行事費	4,000,000
			グループ活動費	10,000,000
			その他文化部費	17,500,000
	計	172,100,000		
団 体 会 費	団 体 会 費	133,651,700	労連会費	20,490,960
			ＵＡゼンセン会費	112,975,740
			友誼団体会費	185,000
渉 外 費	渉 外 費	18,000,000	香典他	18,000,000
顧 問 弁 護 士	弁 護 士 費	1,060,000	顧問弁護士費用	1,060,000
パンプキン会計支出金	別 途 会 計 出 資 金	8,000,000	パンプキン会計への支出金	8,000,000
会 計 監 査	会 計 監 査	1,800,000	会計監査費用	1,800,000
繰 越 剰 余 金	組 織 統 合 対 応 費	20,000,000		
	旧 組 織 対 応 費	29,731,133		
	予 備 費	130,981,000		
合 計		890,160,233		

パンプキンクラブ

1.収支計算書(2025.9.1～2026.8.31)

< 収 入 >

(単位：円)

款	費	目	予	算	明	細
パンプキンクラブ	パンプキン事業	利 子 収 入	1,300,000			
		配 当 金	4,000,000			
		ファンド口繰入金(一般会計)	1,000,000		2026年度一般会計より	
		前 期 繰 越	379,149,309			
		小 計	385,449,309			
	OB OG 事業	前 期 繰 越	28,878,121			
		ファンド口繰入金(一般会計)	7,000,000		2026年度一般会計より	
		プレミアムメンバーズ収入	5,100,000		年会費収入	
		利 子 収 入	10,000		普通預金利子	
		小 計	40,988,121			
	社会福祉事業	前 期 繰 越	35,408,729			
		支 部 カ ン パ 収 入	3,000,000		夏・冬募金収入	
		利 子 収 入	10,000		普通預金利子	
		小 計	38,418,729			
	ファンド	繰 越 金	608,702,665			
		小 計	608,702,665			
	資産	繰 越 資 産	35,546,926		固定資産21,547,011円、有価証券13,999,915円	
		繰 越 保 証 金	8,250,000		預託保証金	
		小 計	43,796,926			
		合 計	1,117,355,750			

< 経常収入 >

(単位：円)

款		勘定科目	費目	予算	明細
パンプキンクラブ	パンプキン事業	前期繰越	繰越金	379,149,309	パンプキン事業2025年度繰越金
		配当金	配当金	4,000,000	
		繰入金	ファンド口繰入金（一般会計）	1,000,000	2026年度一般会計より
		利子収入	利子収入	1,300,000	預金利子
		小計		385,449,309	
	OBOG事業	前期繰越	繰越金	28,878,121	OBOG事業2025年度繰越金
		繰入金	ファンド口繰入金（一般会計）	7,000,000	2026年度一般会計より
		プレミアムメンバーズ収入	プレミアムメンバーズ収入	5,100,000	年会費収入
		利子収入	利子収入	10,000	普通預金利子
		小計		40,988,121	
	社会福祉事業	前期繰越	繰越金	35,408,729	社会福祉募金2025年度繰越金
		支部カンパ収入	支部カンパ収入	3,000,000	夏・冬募金収入
		利子収入	利子収入	10,000	普通預金利子
		小計		38,418,729	
	合計			464,856,159	

< 経常支出 >

(単位：円)

款		勘 定 科 目	費 目	予 算	明 細
パンプキンクラブ	パンプキン事業	本 部 事 務 費	シ ス テ ム 料	2,017,000	組合員名簿管理システム
			雑 費	50,000	
			小 計	2,067,000	
		施 設 利 用 費	施 設 年 会 費	975,000	施設会員費（リゾートトラスト）、運営費
			小 計	975,000	
		情 報 費	情 報 料	700,000	H P管理
			小 計	700,000	
		予 備 費	新 規 事 業 準 備 金	50,000,000	
			予 備 費	331,707,309	
			小 計	381,707,309	
	パ ン プ キ ン 事 業 計			385,449,309	
	O B O G 事業	プレミアムメンバーズ	プレミアムメンバーズ運営	14,000,000	
			予 備 費	26,988,121	
		O B O G 事 業 計			40,988,121
	社会福祉事業	福 祉 ボ ラ ン テ ィ ア	国 際 ・ 社 会 福 祉	1,700,000	
			地 域 福 祉	2,000,000	
			ボ ラ ン テ ィ ア	3,050,000	
			組 合 員 共 済 福 祉	10,000,000	
			予 備 費	21,668,729	
		社 会 福 祉 事 業 計			38,418,729
	合 計			464,856,159	

Memo



退任役員挨拶



服部 正之

◇経歴

2018年 2月 能見台支部 支部代表委員長
2019年 10月 中央執行委員

2020年度より、中央執行委員として5年間活動させていただきました。組合結成50周年の記念すべき定期中央大会の大会議長を担わせていただいたこと、所属するエリアの皆様には各イベントやボランティアに多くの組合員の参加を募っていただき、またご参加いただいたこと、本当に感謝しかありません。一つひとつが私にとって貴重な経験であり、最高の思い出となりました。今後は一人の組合員として、新生イトーヨーカドー労働組合の成長に微力ながらお力添えさせていただきたいと思います。5年間本当にありがとうございました。



内藤 証

◇経歴

2009年 9月 五香支部 支部代表委員長
2018年 9月 たまプラーザ支部 支部代表委員長
2021年 9月 中央執行委員

中央執行委員として、専従者として約4年間、「自己成長」を一つの目標・信念として活動してきました。組織は「人」であり、個人の成長なくして組織の成長・発展は成し得ません。この考え方は多くの組合員をはじめ、支部役員や中央執行委員、OB・OGの方々との対話によって私に備わった賜物だと思っています。人の熱意や想いによって人は成長し、人の成長によって組織が成長していく、これを組織の最前線で体感できたことは感謝しかありません。未熟な私に熱い想いをもって接し続けていただき、私を成長させていただいた全ての皆様に感謝を申し上げます。役割や立場は変わりますが、今後も人と労働組合組織の成長・発展のために自ら成長し続けることをお約束し、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



開発 真住

◇経歴

2018年 10月 パートナー専門委員
2021年 6月 琴似支部 支部執行委員長
2021年 9月 中央執行委員

労働組合を通じて様々な学びや経験をしましたが、最も得たものは『人とのつながり』です。北海道東北撤退に伴い現在は承継先の会社でお世話になっていますが、本来なら出会わなかったであろう他店の仲間とイトーヨーカドー労働組合を通じて知り合えたことで、今でも助けられたり助けたり切磋琢磨できていることに、感謝と共に組合活動には無駄な活動がないことを外の世界に出てより一層感じています。イトーヨーカ堂には素晴らしい人材がたくさんいますので組合活動を通じて更に団結を深め強い組織であり続けられることをお祈り申し上げます。今まで本当にありがとうございました。



高橋 洸貴

◇経歴

2022年 3月 食品支部 支部執行委員長
2022年 10月 中央執行委員

今期をもって中央執行委員を退任いたします。在籍期間は多くの方にお世話になり、ありがとうございました。組合員に対してできたことは多くはありませんが、労働組合の活動を通して会社につながりをもてたことは大きな財産となりました。会社と組合員が納得しながら働ける会社をめざしていけるよう、一人の組合員として見守っていきます。



野口 幸音

◇経歴

2022年 11月 西川口支部 支部執行委員長
2023年 10月 中央執行委員

今年度をもちまして、中央執行委員を退任させていただくことになりました。在任中は多くの皆様に支えていただき、またお力添えを賜りながら活動を続けることができました。思うように力を発揮できなかった場面もありましたが、一緒に活動できた時間は大きな学びとなり、今後につながる貴重な経験となりました。これからは一組合員としてできる形で関わりながら、労働組合が更に成長・発展していくことを願っています。これまで本当にありがとうございました。



鷹屋敷 一久

◇経歴

2003年 9月 久喜支部 支部代表委員長
2005年 9月 ブロック長
2007年 9月 アリオ西新井支部 支部代表委員長
2008年 9月 ブロック長
2015年 3月 中央会計監査

今期をもちまして、イトーヨーカドー労働組合の役員を退任することとなりました。後半は中央会計監査という立場であり、組合活動に深く携わる機会は多くありませんでしたが、出向中にもかかわらず監査を通じて労働組合と関わることはできたことは、大変貴重な経験であり感謝しております。今後も厳しい環境が続くことと思いますが、どうか力を結集し乗り越え、皆様のご健闘と組合の更なる発展を心より願っております。これまで大変お世話になり、ありがとうございました。

綱 領

- 一、私たちは、健全中立なる民主的組織を確立し、労働生活諸条件の向上と文化生活の増進をはかります。
- 一、私たちは、全組合員の世論を集め、これを経営に反映させることを推進いたします。
- 一、私たちは、要求の実現において、経営者との利害対立には団体交渉による解決を重視して行動します。
- 一、私たちは、技術の開発、識見の啓発に努め、もって人格の向上をはかります。

グループ／エリア名	支部名	氏 名